

平成 28 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月6日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成28年12月6日〔火曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第110号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第111号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第112号 江南市個人情報保護条例の一部改正について

議案第116号 江南市地域情報センターの設置及び管理に関する条例の廃止
について

議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

行政視察報告書について

出席委員（8名）

委員長	山	登志浩	君	副委員長	幅	章郎	君
委員	鈴木	貢	君	委員	尾関	健治	君
委員	宮地	友治	君	委員	伊神	克寿	君
委員	掛布	まち子	君	委員	安部	政徳	君

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員	伊藤	吉弘	君	議員	藤岡	和俊	君
議員	尾関	昭	君	議員	中野	裕二	君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
主査	長谷川崇君	主事	前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

小塚昌宏君

市長政策室長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 小島孝修君

防災安全課主幹 松本幸司君

地方創生推進課長兼地域情報センター所長

坪内俊宣君

地方創生推進課主幹 浅野武道君

地方創生推進課副主幹 稲波克純君

秘書政策課長 松本朋彦君

秘書政策課主幹 河田正広君

秘書政策課副主幹 間宮徹君

秘書政策課副主幹 酒井博久君

行政経営課長 村瀬正臣君

行政経営課主幹 平松幸夫君

行政経営課副主幹 梶田博志君

税務課長 本多弘樹君

税務課主幹	須 賀 博 昭 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	安 達 則 行 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課副主幹	横 山 敦 也 君
会計管理者兼会計課長	大 倉 由美子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
総務予防課長	谷 宣 夫 君
総務予防課統括幹	高 島 勝 則 君
総務予防課主幹	杉 本 恭 伸 君
総務予防課副主幹	日下部 匡 彦 君

○委員長 皆様、おはようございます。

早朝より出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから総務委員会を開催させていただきます。

きょうは時間はたっぷりありますので、ぜひ活発な質疑をしていただきた
いと思っておりますが、早速ですが、当局から御挨拶をお願いしたいと思います。

市長が出席でありますので、よろしくお願いたします。

○市長 おはようございます。

去る11月24日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜
り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上、重要
な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決議
を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どう
ぞよろしくお願いたします。

○委員長 どうもありがとうございます。

さて、本日の日程であります。付託されております議案第110号 江南
市職員退職手当支給条例の一部改正についてを初め5つの議案の審査を行
います。委員会の案件が終わりましたら、引き続いて委員協議会を開催させ
いただきます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を
得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁
とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上で委員長の指名後に発言してくださいま
すよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、きょうは委員外の議員の皆さんも出席いただいております。何人か
の方に出席いただいておりますが、委員外委員の発言につきましては、会議
規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申し出が

あったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、主幹、副主幹の皆様は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただいて、その他の間は退席していただいても結構でございます。

議案第110号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長　それでは、最初に議案第110号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○秘書政策課長　それではお願いします。

お手元の議案書11ページをお願いいたします。

江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、12ページには江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）を、13ページには新旧対照表を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　済みません、提案理由の説明のところで、新旧対照表で、求職活動支援費ということで、支給の対象を拡大するんだというような説明があったかと思うんですけども、どのように拡大するのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○秘書政策課長　従前の条例でいっておったところが、広域求職活動費ということで、こちらは求職をしている方が、その対象が遠隔地にあった場合、その旅費を支給するという部分だけが認められておったわけなんですけど、今回の改正によりまして、その旅費以外に、あと訓練の受講費ということで、ハローワークの指導があって、教育訓練なんかを受ける場合の受講料の一部

とか、あと例えばお母さんがそういった活動をしているときに、お子様を一時預かりされる、そういった場合の預かり料の一部を負担できるとか、そういった部分が拡大されて、これまで広域求職活動費とっておったものを、求職活動支援費ということに名称を変更しまして、対象が今まで1つであったものが3つにふえたということでございます。

○掛布委員 対象が3つというのはどういう意味ですか。

○秘書政策課長 対象のお支払いできる費用が今までは旅費だけであったものが、訓練の受講費と求職活動における役務の利用費といたしまして、先ほど言いましたような子供さんの一時預かり、そういったものの費用も対象になったということで、1つの対象から3つになったということでございます。

○掛布委員 そうすると、支給の申請をして、これはちょっと該当しないよとか、そういう精査というのが入るとのことなんですか。

○秘書政策課長 対象とするには、当然、一定の期間、求職活動をハローワークを通じてやらなければいけないものですから、そのあたりをハローワークのほうに確認させていただいて、そういった求職活動をきちんとしているということを確認した上でお支払いするということになります。

ただ、こちらの支給に対象になる方が職員をやめられるときに、うちのほうがお支払いした退職手当と実際に一般の方がもらえる失業手当を比較することになりますので、失業手当のほうが実際はもらう金額が多かった場合のみに適用されるものでございまして、うちの職員でいいますと、入庁してからおおむね3年ぐらいでやめた職員が退職後も職につけず、求職活動をしているといった場合にのみ該当する事項でございますので、本市においては、これまでに適用した事例はございません。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時09分 休 憩

午前9時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第111号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第111号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○税務課長 それでは、議案書の14ページをお願いしたいと思います。

議案第111号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、15ページからずうっと進みまして23ページまで江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）が、それから24ページからずうっと進みまして50ページまで新旧対照表が掲げてございます。さらに、51ページには市税条例改正案の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○掛布委員 済みません、1個1個お聞きしたいんですけど、本会議の議案質疑を一生懸命聞いていたんですけど、なかなか容易にはわからない。ちょっと基本的な質疑になってしまうかもしれないんですけども、まず最初のほうの部分で、延滞金の計算期間の見直しというので、その見直しの対象になる事案というのは、1回修正して減額になって、さらにそれが増額の更正があった場合に、そこで生じた延滞税の計算期間という複雑な条件のときのみ今回の改正が適用になるということによろしいかったですか。

○税務課長 今、委員から御紹介いただきましたとおり、当初に申告納税が

ございまして、その次に一旦減額の更正があり、その後さらに増額をする更正があったといったケースの延滞金の計算期間についての改正ということでございますので、お願いをいたします。

○掛布委員　そうすると、市民とか法人にとっては有利な改正というか、そういうふうには捉えればいいわけですね。

○税務課長　そうですね。計算期間が控除されるということでございますので、有利になるという理解でよろしいかと思えます。

○掛布委員　市税条例の改正の概要という参考資料を見ながら質問するんですけども、個人市民税の減免手続の見直しということで、これまで減免の申請書にマイナンバーを書くことが必要だったのが、書かなくてもいいという改正だということなんですけれども、いわゆるマイナンバーの記入が必要になった減免申請書というのは、ほかにもいっぱいあったかなあと思って、例えば新築住宅の固定資産税の減免の申請書であったりとか、ちょっときのう見ていたら、住宅用地の申告書だとか、軽自動車の減免なんていうのがあるのか、その減免申請書であるとか、個人市民税の減免の手続の申請書以外にも、同時にマイナンバーの記入が求められることになったいろんな減免の申請書というのはたくさんあると思うんですけど、この個人市民税の減免だけが今回マイナンバーを書かなくてもいいよということになったことが非常に不可解なんですけれども、そここのところ、ほかにも記入すべきということで残っていくのがいっぱいあると思うんですけど、その辺ちょっとどうなっているのかというのを説明していただきたいと思えます。

○税務課長　今、委員さんから御照会ございましたけれども、そもそも今回、委員のおっしゃられたように、いろんな場面でマイナンバーを記入していただくということで設定がされておるわけでございますけれども、今回の、もう必要ないよというふうになった一つの判断基準といたしまして、一旦申請をしたものに関連して再度提出するとか、例えば議場で御説明申し上げましたように、今回書かなくてもよくなったものの中に固定資産税の非課税に該当しなくなった場合の申請というのが一つあるんですけども、これは、非課税の申請はマイナンバーを入れていただいておりますので、今回それが該当しなくなった手続に関しては、もう書いていただく必要がございませんよとい

うようなことで、一度出していただいたもの、もしくは関連するものに関しては提出を省略しましょうという、そういった大きな柱がございます。そういったことで、幾つかは書かなくてもよくなったということでございます。

今回、個人市民税の減免に関しましては、条例でうたっておるために条例をちょっと改正させていただきということで、1つだけちょっと目立ってやっているように見えますけれども、実は、ほかにもそういったことで書かなくてもよくなった書類が幾つかあるよという、そういった内容になります。以上でございます。

○掛布委員 個人市民税の減免も、一旦申請したときにもう書いてあるから、再度その修正の場合は、もう今回はマイナンバーは要らないよということなんですけど、個人市民税の減免で、そのときに最初に減免申請を出すときに、マイナンバーを今回書かなくてもいいということですよ。それ以前にもうマイナンバーを提出したということになっているわけですか。

○税務課長 少し説明が足りませんで申しわけありません。

今申し上げましたように、そういった関連するもの、2回目に出していただくものというのは、極力減らしていこうという、多分そういった趣旨が国のほうでも、方針といいますか、そういったものがあつたかと思えます。

それからもう1つ、そういった総務省のほうから出ております通知の中には、本人確認手続等の納税者の負担を軽減するというを目的としており、一部そういった個人番号の記載を不要とするといった文言も見られます。今回の個人市民税の減免にマイナンバーを書くことを不要にしたというのは、恐らく、本人確認手続等の納税義務者等の負担を軽減することを目的とした、もう1つの柱に関するものだというふうに認識をしておるところであります。

○掛布委員 続きになっちゃうんですけど、結局、ほとんどはまだマイナンバーを記入しないといけないのが大半だよということですよ。たまたま1個これ出てきているだけなんで。

あと、その次に行くんですけど、スイッチOTC医薬品の購入が所得控除になるよということで、要するに確定申告をしないといけないわけですよ。そのときに条件があつて、いわゆるスイッチOTC医薬品を買った領収書だけじゃなくて、健康診査とか、がん検診を受けましたよとか、そういったち

ゃんと受けたという証明書というか、がん検診の検診代を払ったとかいう証明書をつけて出せということだと思えるんですけども、それはいろいろ言われたがん検診とか、健康診査とか、予防接種とか、そのどれか1つの証明をつければよいということですか。

○税務課長 幾つか議場でも申し上げたように、定期健康診査、がん検診、それから予防接種ということで御答弁申し上げましたけれども、そのうちの1つやられまして、領収書、もしくは結果の通知書といったものを御提示いただくということになっております。

○掛布委員 検診の領収書ならともかく、結果の通知書というと、どんな結果というすごい個人の医療情報がくっついちゃっているわけですけど、それまで確定申告に出すということになると、大変な逆の問題が出てきちゃうんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなっているんですか。

○税務課長 結果の通知表につきましては、コピーを提出していただいてもいいよというふうに取り決めといいますか、そういったふうに国のほうは考えておるといってございまして、実際に数値の入っております検診結果の部分につきましては、黒塗り、もしくはその部分はコピーから外して、例えば受けられた人の名前ですとか、いつ受けられたか、どこで受けたか、そういったことが網羅されておればオーケーだというふうに聞いておるところでございます。

○掛布委員 1人でしゃべって申しわけないんですけど、このスイッチOTC医薬品って、例えばどんなものとかというのは、もう決まっているんでしょうか。決まっていたら、教えていただけたらなあと思います。

○税務課長 そもそもスイッチOTC医薬品というのは、以前に医療機関で使われておった医薬品が、もう手軽に薬局で市販された、要は、医療機関で使われておったものが薬局で使うように転換された、スイッチされたということでスイッチ、OTCというのは、Over The Counterといひまして、薬局のカウンター越しに手軽に買えるよという、そういった名称だということを知っております。

対象医薬品は、今申し上げましたように、以前、医療機関で使われていたものが薬局で売られたものということで、もう皆さん本当に薬局で目にされ

るような、ちょっと具体の、いろいろもう数百種類、これが該当になりますよといった品目一覧も出ておりますので、またホームページ等で御参考にしていただけたらというふうに思いますが、よく皆さん御承知なのは、鎮痛剤でありますロキソニンの関係ですとか、ガスター10ですとか、コンタック風邪薬、ちょっと具体的な名前を出すのをあれですけれども、といったことで、もう既に数百種類の品目が明らかにされておるところでございます。

○委員長　ほかに。

○伊神委員　52ページの(5)の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の導入と、これは東議員が質問されまして、議場で聞いておって、わかったような、わからないような、やっぱりわからんような、わかったような、何とも難しいので、ちょっと確認の意味でいろいろ聞きたいんですけど、台湾とのことでできて、今までは20%、20%というものが10%、10%に変更されて、だけど相互課税でまた10%日本はかかるから、日本は20%で変わらんと。台湾のほうは10%というふうに説明を聞いて、そのようにちょっと解釈しておるんですけど、そうしたら、台湾からいえば、台湾の人は、今まで20%、20%が、台湾は10%のままということですか。日本は10%得しますよね、台湾のほうは20%から10%になったから。日本は20%のままですけど、そういうふうに考えると、台湾は20%が10%になったから、台湾のほうは10%マイナスになるというふうに考えればいいですかね。

○税務課長　今の委員から御紹介の日台の取り決めによる関係でございますけれども、まず先に国内のほうのことを申し上げますと、取り決めによりまして10%を引くよということになっております。国内で生じた株式や利息というのは、20%源泉徴収されるというのは御承知のとおりでございます。それに合わせて10%しか源泉されておられませんので、残りの10%は申告をしていただきまして納めていただくというのが国内のほうの内容になります。

実際には、台湾のほうは、10%を取り決めで引いておるということは、それで間違いないと思っておりますけれども、実際に向こうの日本と同じような住民税とか、そういった制度があるのかとか、そういったところまではちょっと把握できておりませんので、取り決めによって10%ずつまづ引きますと言いながらも、国内ではさらに10%オンをして、合計30%に近い税額を納

めていただいておりますということは、一面といいますか、そういったことは判明しておるんですけれども、実際、台湾のほうで10%引かれた後にまた国税が課されるのか、住民税か何か課されるのかというところまではちょっと承知しておりませんので、申しわけありませんが、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

- 伊神委員　　今、台湾と日本のことですがけれども、ほかの国の、例えばブラジルとか、ペルーとか、あっちの方面とかほかの国のものも同じような率というか、こういう関係になっておるわけですか。
- 税務課長　　そうですね。今ブラジルとかペルーとおっしゃられましたけれども、こういった租税条約というのは、今調べますと107の国、もしくは地域と締結をしておるということでございまして、ちょっとブラジルとかそういったのがどういった内容になっておるかというのはちょっと承知しておりませんが、1つ、例えばアメリカとか、いわゆる欧米の国の一部分とは、同じような、やっぱり10%を引くよと。例えば、海外での配当利息があった場合は、向こうで10%引かれます。国内では、10%ではなくて、もう20%を源泉するよといったパーセンテージの違いはありますけれど、最終的には、日本国内では20%、海外の現地では10%ということで、単純に計算しますと30%が最終的に引かれるという意味では、今回の日台の取り決めとも同じような動きになっておるというふうに認識をしておるところでございまして。
- 伊神委員　　これをやるということは、投資家にとっては有利になるからやるわけですか。全く変わらないけどやるわけですか。
- 税務課長　　今回、その日台の取り決めの大きな柱の一つとしては、二重課税の排除というのもうたわれております。そもそもそういった背景には、日本と台湾との経済が活発に交わされるというのが大きな目的とされておるところでございまして。

そうした意味からしますと、当初20%、20%で40%納めておったのが、例えば台湾の制度はちょっとわかりませんが、もし30%になったとすれば、投資家にとっては有利なマーケットといいますか、そういったことになると思いますので、そういった意味では、投資家に有利に働いておる制度じゃないかなというふうに認識をしておるところでございまして。

- 委員長　ほかによろしいでしょうか。
- 鈴木委員　この項目の6番目の法人市民税の不均一課税という適用について、まずそもそもちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、この不均一課税ということについての捉え方についてちょっと教えてもらえませんか。
- 税務課長　今回は法人の市民税ということで、法人のほうは、大きく分けまして、均等割と法人税割ということで2つの大きな区分で税金のほうをいただいております。均等割は9つの区分がございまして、5万円から300万円ということでございます。
- 今回改正されます、今御質問の法人税割につきましては、均一課税、標準課税と言っております。地方税法では、法人税割は9.7%ということで、概要のところがございます、標準税率は9.7%ということでございます。
- それから、これも地方税法でございます。最大12.1%までの不均一課税、超過課税とも呼んでおります。これを選択することもできるということで、それを受けまして、江南市におきましては、もう長いこと不均一課税、超過課税ということで2.4%を上乗せしまして、お願いをしておるところでございます。
- 鈴木委員　そうすると、今回は上乗せしている2.4%分については、このまま継続させるという格好ですよ。これはちょっと参考までに、対象法人ですか、これを見ると、資本金が1億円を超える法人、それから資本金が1億円以下で法人税額が800万円を超えるということで、ここはそういったようなことで、12.1%と書いてあるんですが、江南市に対象事業者というのはどれぐらいあるんですか。
- 税務課長　これは平成27年度の実績で数字のほうを申し上げます。江南市にございます法人で税金のほうを納めていただきました会社の数が1,943ございます。そのうち、先ほどの説明資料にございます資本金等の額が1億円を超える、もしくは1億円以下でも、法人税額が800万円を超える法人ということで、超過税率でいただいております法人の数が240ございます。
- 鈴木委員　ちょっと話が戻るんですけど、そもそも論からいくと、これは都市施設の、要するに不均衡を、都市施設の充実を図るためというところで

すが、その解釈、これをちょっともう一度教えてもらえませんか。

○税務課長　　そもそも法人市民税でいただいた分に関しましては、都市施設の充実を図るためということですのでいただいております。これは、都市計画法の第11条に、都市計画区域内については、次に掲げる施設を定めることができる。また、特に必要がある場合には、都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができるといたしまして、道路から公園、緑地、広場、水道、下水道、河川とずうっとたくさんの施設が羅列されておるわけでございますけれども、こういったものを充実させるために法人税割の超過分をいただいて、そちらの施設の充実に充てておるという考え方に立ってやっておるといってございませぬ。

○鈴木委員　　そうすると、ここでいうその2.4%分というのは、済みません、ちょっと話が行ったり来たりで、金額的にはどの程度のものなんですか。

○税務課長　　これも平成27年度の実績で申し上げますと、その2.4%分の金額が5,783万2,000円ということでございます。

○鈴木委員　　わかりました。

そうすると、6,000万円弱ぐらいのこの2.4%分が、今言ったような都市施設の充実を図る、要するにおくれている部分をここに手当てするという考え方だと思っておりますけど、これは特定財源とは違って、そういうふうな色分けはされているんですか、税収の中で。

○税務課長　　税ということでございますので、一般財源でございますが、こういったものに充てていこうという考え方というのは、一応、市として持っておるといってございませぬ。

○鈴木委員　　これは、今回、その適用期間を5年間延長するということですが、けれども、時限的な措置ということですが、そうすると5年間しか、この5,783万円、もしこれがずうっと継続的にこれぐらいの額が税収として入ってくるということであれば、それしか保障されないというふうに読み取るということなんですね。要するに、5年間延長するということは、この5年間しかこの5,783万円というのが、6,000万円前後のものが6年以降は入ってこなくなるというふうに読み取ることもできるわけですね、これが延長されない。

○税務課長　　そうですね。またこの先5年間進めてまいりまして、そのときが来ましたら、また継続していくのか、そういったことを市として決めさせていただきますので、今のところは、5年間は超過税率でお願いをするということで、その先のことはちょっとまたそのときに検討していくということになります。

○鈴木委員　　ただ、これはちょっと余り難しい話なんだけど、余りこれがふえると、会社にとっては余分に払うわけですから、ない市町もあるんですか、これ。近隣市町。

○税務課長　　これも平成27年度で申し上げますと、愛知県内で54市町村がございます。そのうちの超過税率、不均一課税を使っておるのが14の市町になります。参考までに申し上げますと、名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、清須市、扶桑町ということでございます。近隣ということでございますと、春日井市、小牧市、犬山市、稲沢市、岩倉市、それから扶桑町ということでございますので、ぱっと近隣でやっていないというところを申し上げますと、大口町と一宮市ぐらいがちょっと思い当たるところでございます。

○鈴木委員　　わかりました。

非常にその税収との絡みもそうですけど、一つの企業立地ということも含めて、そんなことが影響するのかわからないのか、非常に微妙な話だと思うんですけども、その部分のところは、今後、江南市は限られた財源でやっていきますので、大事にしながらも、その付近の企業の競争力というか、立地も含めて、その部分も少し分析していただければなと思うところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。ありがとうございました。

○委員長　　ほかにございますか。

○掛布委員　　ちょっとだめ押しで申しわけないんですけど、この不均一課税というのは、ずうっと江南市はやってきたよということなんですけど、始まったのが昭和52年度からということなんですか。条例を見ると、そうやって書いてあるんですけど。

○税務課長　　そうですね。昭和52年4月1日から始まったことでございます。

○掛布委員 別のところなんですけれども、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長というのもあるんですけれども、いわゆる軽自動車税の中の燃費のいいものに対して税の割合を下げるということで、市にとっては、そんなすごい額ではないと思いますけれども、若干、軽自動車税が減るかなあということで、この部分、これのいわゆる国がこういう税制をとるとということで、江南市への影響額に対して、何らかの補填というものはあるんですか。

○税務課長 そうですね。今、委員から御紹介ありましたけれども、まずそもそも平成28年度から、一般的に一番多いかなと思います、4輪の乗用の自家用車、これまでもずうっと長いこと7,200円をお願いをしておりましたが、1万800円に値上げのほうをさせていただいております。今御紹介いただきましたとおり、一部の電気自動車ですとか、天然ガス、それから燃費性能の高いものにもものについては50%の軽減ですとか、25%、75%の軽減というのもやっておるところでございます。

そういったことで、ちょっと大変申しわけありません、今回の新税率を導入したことで増になるか減ったかというのは、ちょっと手元に資料がございませんので申し上げられませんけれども、仮にこういった新税制、燃費を導入したことで減額になったとしても、交付税のほうで算定されるということでございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前9時42分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第111号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第112号 江南市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第112号 江南市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○総務課長 議案第112号につきまして御説明申し上げますので、議案書53ページをお願いいたします。

平成28年議案第112号 江南市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、54ページには江南市個人情報保護条例の一部改正を改正する条例（案）を、55ページには江南市個人情報保護条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 本当にわからないのでお聞きするんですけども、本会議の提案説明のときに、今回の改正部分について、54ページにあります附則のところに、いつから施行するかというのが附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行すると書いてあって、その規定の施行の日というのがまだ来ていなくて、施行していない。それで、施行していないうちにもう次の改正になるということで、ちょっと理解ができないんですけども、これはいわゆるこの附則に掲げている規定の施行の日というのは、いつのことなんですか。

○総務課長 番号利用法第1条第5号では、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されております。

番号利用法の公布日が平成25年5月31日でありましたことから、平成29年5月30日までの政令で定める日となります。

○掛布委員 平成29年5月30日までの間の政令で定める日というのがまだ決

まっていないということなんですね。

○総務課長 そのとおりでございます。

5月30日までには政令で定められて公布されてきますが、今のところはまだわかっておりません。

○掛布委員 今回の個人情報保護条例の改正も、前回のときと同じように、マイナンバー法の施行に伴って、その内容を入れ込む改正だと思うんですけど、今回のマイナンバー法の一部改正の内容というのは、どんな内容なのか、新旧対照表の部分だと思うんですけども、ちょっと説明していただきたいんですけど。

○総務課長 今回、マイナンバー法のほうが改正されまして、番号利用法第23条のほうで、法定事務ににおきまして、情報提供者が情報ネットワークシステムを使用して照会者に特定個人情報を与えるときは、情報ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録して保存しなければならないというふうになっておりました。こちらのほうは、法定事務においては、もう前からそうなおったわけですが、今回の法の改正によりまして、条例で定める事務、独自利用のほうにつきましても、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報のやりとりができるようになったものでございます。

○委員長 何かすごい複雑でわかりにくいですね。

○総務課長 もともとは法定事務、国のほうの事務につきましては、情報提供ネットワークシステム、そういう国のほうのシステムがございまして、そちらのほうのシステムを使って特定個人情報をやりとりすることができるようになっておったわけなんですけど、条例で定める独自利用事務については、そのシステムを使って情報連携ができなかったわけですが、庁内連携、例えば江南市の中のA課とB課の庁内連携ができるようになっておったんですが、今回の法律の改正によりまして、国のほうのシステムを使って他市町との情報連携ができるようになったものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 50 分 休 憩

午前 9 時 50 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第112号を採決します。挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第116号 江南市地域情報センターの設置及び管理に関する条例の 廃止について

○委員長 続いて、議案第116号 江南市地域情報センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 議案第116号の該当ページをお知らせします。

議案書のまず70ページでございます。70ページは上程文でございます。

1枚はねていただいた71ページが条例（案）でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行いたいと思いますが、質疑はありますか。

○掛布委員 71ページの附則に、この条例の施行の日が平成29年4月1日と書いてあるんですけども、3月31日でないといけないのではないかと一瞬思ったんですけども、4月1日で大丈夫なんですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 3月31日までは現在の業務をしっかりと行ってまいりますので、切りかえは4月1日ということで、廃止条例も4月1日の施行になることで間違いございません。

○掛布委員 地域情報センターの設置及び管理に関する条例の中には、この

地域情報センターの役割ということで地場産業の振興だったりとか、いわゆる地場産業に関する情報の発信であったりとか、行政情報の提供とか、そういったものが書き込まれていると思うんです。実際にそんなに大々的ではないですけど、地場産業の展示があったりとか、そういうわけなんですけど、そういった部分を役割が終わったということで廃止ということになると、じゃあ地場産業の振興情報の発信という部分をどこかでかわりにやっていくということになるのか、ちょっとそのかわりですね、どうするのかということをお聞きしたいです。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 地場産業に関する情報ですが、現在もディスプレイというんですかね、入り口の左右にガラスケースというんですか、市内業者さんの商品なりカーテン生地を展示しております。こちらについては、4月以降も同じような展示をしてまいりますので、同じ形で情報を発信してまいります。

行政情報につきましては、情報センターができた25年前当時は、当時全市の市勢要覧なり観光ガイドブックを紙ベースで、冊子で集めていて、市民の方に見ていただいたということもあるんですが、インターネットの普及に伴い、そういった必要性も薄れてきたということで、必要ないということではないんですが、情報の発信の仕方が変わってきたということで、そういったものも現在はネット環境からとっていただくという形で発信してまいりますので、よろしくお願いたします。

- 掛布委員 地域情報センターの2階は市民協働のスペースということで、ちょっといつかさだかに覚えていないんですけども、かなり最近、市民協働ステーションというか、新たにリニューアルオープンということで、ちょっとイベントも含めてきれいにして、再度出発みたいなイベントもやられたと思うんですけども、ちょっとそれが余りにも間がなく廃止ということで、市民協働のスペースがかなり縮小して、どこかへ行っちゃうんじゃないかと思うんですけど、それはこの後どうなっていくんですか。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 2階の使い方は、少年センター、適応指導教室が入るとというのが予定というか、見込みであります。地域情報センターの2階がそういった少年センター、適応指導教室の移設先の候

補に挙がっている段階から、市民・協働ステーションをどうやって活用していこうかということ話し合っていた市民協働・市民活動推進協議会の中で、委員の方々にこの使い勝手、使い方、平成30年度以降のあり方などについて、何回か御協議をお願いいたしました。皆さんの意見としては、特段大きな問題はないということでした。

また、情報センターを現在定期的に利用されている団体の方や、他の市町の市民活動センターに明るいNPOの関係の方にも御相談いたしましたが、現在1階にあります会議室スペースで十分それはやっていけるというようなお話もありました。

いずれにいたしましても、協働ステーションのあり方につきましては、市民協働・市民活動推進協議会や市民活動団体の皆さんの声を聞きながら、利用者目線で臨んでまいりたいなあという考えであります。

○掛布委員　前々から情報センターの2階の協働ステーションがなかなか利用者がなくて、いつも寂しい状態というのは気にかかっている、今回、案として少年センターが入るということで、多分、1階とか別のところに協働ステーションが移ってしまうと思うんですけども、本当にちょっと何かあっち行け、こっち行けと、一番被害をこうむっているのかなあと。本当だったら、生涯学習センターみたいなものが江南市にあって、あるいは図書館なんかもっとちゃんと立派にあって、その一角に市民協働のスペースがきちんと保障されているのが理想かなと思って、今回、どこかへ消えてしまうような感じの市民・協働ステーションというのが非常に寂しいと思いますので、要するに市民協働で頑張っている方々の意見をちゃんと聞いて、活発にこれから推進していかないといけないという局面になって、その活動拠点がどこか縮小されるというのは非常に残念だと思いますので、何とか場所をとって、発展できるように考えていただきたいなと思います。済みません、意見で。

○委員長　じゃあ御意見として。

ほかにございますか。

○尾関（健）委員　分庁舎になるということを突然聞いて、驚くわけじゃないんですが、そうかと思ったんですが、分庁舎になれば、関連で聞くんですが、本庁舎と分庁舎の人の流れが頻繁になると思うんですね。私は時々、信

号を使うんですが、非常に長いんですね。この信号と人の流れのことは、分庁舎に対して検討されたか。信号の間隔は管轄外とは思いますが、そういったことはどんなふうに検討されたのでしょうか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 信号の時間というか、長さについては、検討しておりません。

ただ、駐車場につきましては、足りるかとか、お客さんの流れが変わってくるので、大丈夫だろうかということは検討いたしました。

その結果としては、現在も駐車場につきましては、本庁側の駐車場を主に使っていただいていますので、情報センターへ行かれる方は、本庁舎の周りにある駐車場を利用していただくなどして、駐車場のスペースは確保できるというような判断はいたしました。信号の長さについては検討しておりません。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 そうでしたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第116号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

○委員長 そうしましたら、続いて議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、危機管理室、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、会計管理者の補助組織の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、総務部総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願ひいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の96、97ページをお願ひいたします。

最初に歳入でございます。

中段、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金87万8,000円の増額をお願ひするものでございます。

98、99ページをお願ひいたします。

中段、19款諸収入、5項雑入、2目雑入、12節雑入、説明欄、総務課分自動車損害共済災害共済金32万円の増額をお願ひするものでございます。

100、101ページをお願ひいたします。

歳出でございます。

上段、2款1項4目行政事務費、情報システム改修等事業でプログラム改修委託料131万8,000円の増額をお願ひするものでございます。

この委託は、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修を行うものでございます。昨年9月、番号利用法及び主務省令が改正され、中間サーバーで保有する他の自治体との情報連携に必要なデータの標準レイアウトが変更されましたことに伴い、システムの改修費を追加

する増額でございます。

このシステム改修は、11月から実施されているシステムの総合運用テストに必要なシステム改修でありますので、既に流用により対応しております。議決をいただいた後、流用戻しを行ってまいります。

次に中段、公用車運行管理事業で備品購入費、自動車で163万9,000円の減額を、小型貨物自動車で283万8,000円の増額を、合わせて119万円9,000円の増額をお願いするものでございます。

自動車の163万9,000円の減額につきましては、当初予算による6台の公用車の購入に伴う執行残額を整理するものでございます。

小型貨物自動車の283万8,000円の増額につきましては、土木課の2トンダンプが降雨により冠水していた道路を走行中、車体下部から水がエンジンに入ったことによりエンジンが故障しました。修理費と新車購入を比較検討しました結果、新車を購入するほうが修理するよりも経済的であると判断し、購入したことによる増額でございます。

なお、ダンプがないと日々の業務に支障を来しますことから、流用により既に購入しております。議決をいただいた後、流用戻しを行ってまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

- 委員長　　そうしましたら、これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 掛布委員　　プログラム改修委託ですけれども、流用で使って、もう既に改修が済んで、11月からもう新しいシステムでやっているというお話だったんですけれども、プログラム改修ってたびたび出てくるんですけれども、その改修業者というのは、もう随契でいつものところということで、ぱっと契約することになっているんですかね。何らかの見積もりをとって、どこかと比較してやるというふうにできているのか、もうここと決まっているというふうになっちゃっているのか、ちょっと教えて。
- 総務課長　　このシステム改修につきましては、NECのほうにずうっとやっていただいております。入札につきましては、NECのほうから見積もりをとりまして、見積入札を行っております。

○掛布委員　　そうすると、もうNECしかやってもらえないということなんだけど、見積もりをとってということでも、1社だけということですよ、そうすると。

○総務課長　　1社のみでやっております。

○委員長　　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて行政経営課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○行政経営課長　　平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

上段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成28年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページ、5ページをお願いします。

一般財源調でございますが、17款繰入金の財政調整基金繰入金でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて会計課について審査をしたいと思えます。

それでは、当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○会計管理者兼会計課長　　それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

最下段の2款総務費、1項総務管理費、7目会計管理費、歳入歳出事務処理事業で収納事務回線切替委託料90万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 掛布委員　　これのいわゆるセキュリティー強化のための回線切りかえというふうに説明があったかと思うんですけども、要するに、これは一般会計の部分、水道、下水道以外の収納事務について、UFJと回線をこれからつなぐということなんですか。もうつないでいるのを、さらに回線を強化することなのか、UFJとの間でどんなやりとりが実際に行われているのか、ちょっと説明していただきたいなと思います。
- 会計管理者兼会計課長　　市の収納事務につきましては、UFJ銀行に委託しておりますが、その一環として、市県民税などの歳入金の納付済み通知書をデータ化して、財務会計事務処理に利用するという業務がございます。その収納事務につきましては、現在インターネット回線を利用して行っています。これを自治体のセキュリティー強化対策として、今年度末に市の情報系ネットワークが行政専用のネットワークでありますLGWAN接続系とインターネット接続系に分離されますので、それに合わせてこの収納事務処理システムの運用をLGWAN接続に切りかえるものです。
- 掛布委員　　ぱぱっと言われて、よくわからなかったんですけど、今UFJのかかわり方というのをもう一回ちょっと説明してください。
- 会計管理者兼会計課長　　指定金融機関がUFJ銀行ですので、そちらと収納事務というのは委託契約しております。その中で、電算業務の部分は、そのデータセンターのほうにUFJ銀行が委託しているものですが、今、市のほうが同一ネットワーク内にLGWAN接続とインターネット接続系を設置しているんですけども、それを財務会計などの内部事務系をインターネットから分離することでセキュリティーを強化されるということですので、それに合わせてこの収納事務処理システムもインターネット回線からLGWAN回線に切りかえるというものです。
- 委員長　　難しい話ですね、技術的なことで。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、続いて危機管理室防災安全課について審査いたします。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　それでは、平成28年度江南市一般会計補正予算の危機管理室防災安全課の所管につきまして説明させていただきます。

議案書の92ページをお願いいたします。

第2表 継続費の補正でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名は業務継続計画策定事業でございます。

続きまして歳入でございます。

96、97ページをお願いいたします。

下段のほうでございますが、14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

続きまして歳出でございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、5目防災安全費で業務継続計画策定業務委託料でございます。これは、業務委託の契約締結に伴いまして、委託料が確定いたしましたので、22万7,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　そうしましたら、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　そうしましたら、質疑もないようでありますので、続いて消防本部総務予防課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○総務予防課長　　それでは、消防本部総務予防課が所管いたします補正予算

につきまして御説明申し上げます。

歳出でございますが、議案書114、115ページ中段をお願いします。

9款消防費、1項消防費、1目総務予防費、補正予算額は210万6,000円でございます。内容につきましては、115ページ、説明欄にございます消防車両整備保全事業で、小型動力ポンプ付水槽車板金修繕でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○伊神委員　今の小型動力ポンプ付水槽車板金修繕ということで、普通で考えて、板金修繕といたら、何十万円かで終わると思うんですが、210万円ということで非常に高額な金額ですけど、どの程度の修繕か、内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○総務予防課長　修繕の内容でございますが、金額の主なものを述べさせていただきます。

燃料タンクのガード取りかえ、吸管収納ボックス一式取りかえ、それと燃料タンクの取りかえ、それと車両の塗装料金、それと輸送費が金額の主なものでございます。

○伊神委員　ということは、何もしなくて修繕が必要なのか、どこかぶつけたとかというようなことでの修繕。

○総務予防課長　実は、前野町地内の建物火災の出動時に、力長町神出地内の力長信号交差点を左折しようとしたところ、信号柱に接触し、事故になったものでございます。

○伊神委員　信号柱ということだから、自損事故ということですね。相手がおったとかそういうじゃなくて。

○総務予防課長　そうでございます。

○伊神委員　それで大変なこんなに金額がかかるということですけど、ちょっとそうした運転上のミスということですね。さっきの総務課のほうの話も、水たまりに突っ込んでいって、水が入ってパーになったというようなことで、運転ミスというので、もっとやっぱり注意を促す必要があるんじゃないか。それから、水たまりに入ったら、絶対にアクセルは踏みっ放しじゃな

いと、絶対に故障するから。アクセルを離したら水を吸い込んだら。ということとか、やっぱり運転技術の徹底をもっと図ってほしい、職員全体でね。今2つの事故、ミスを聞いてちょっと感じましたので、その辺の徹底をお願いできればと思います。

○総務予防課長 事故後の再発防止対策としましては、毎週水曜日に実施しております運行訓練を金曜日にも実施する等、あと今年度のスマート運動でも取り組んでおります。それとまた、夜間運行訓練も実施させていただいております。

○尾関（健）委員 運転というのは、ある程度技術が必要だと思うんですね。例えば、免許証をとりまして、消防署へ配属されまして、即運転させるんですか。

○総務予防課長 機関員の任命でございますが、平成25年4月から、江南市消防本部機関員の認定に関する要綱に基づき、試験を実施し、合格した者を認定しております。

また、試験内容にありましては、大型自動車免許を所有し、在籍期間が2年以上を経過し、かつ消防緊急自動車運転技能向上訓練を受講した職員が試験官となる消防司令補以上の職員が同乗し、市内を30分ほど走行し、また狭隘な場所への後進で車庫入れ、さらにはポンプを使用した水出し試験を行って、させていただいております。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって全ての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第119号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

午前10時26分 休 憩

午前10時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

皆さんにもそれぞれ報告書の案を一部ずつお配りさせていただいておりますが、去る10月24日から26日までに、兵庫県尼崎市、広島県東広島市、大阪府枚方市を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいというふうに思っておりますが、何か御意見等はございませんでしょうか。

○掛布委員 その視察から帰った直後でしたら、まとまって何らか文章というのは書けたかと思うんですけど、正直言って申しわけないんですけど、かなり記憶が遠のいている部分になりまして、なかなか思い出しながら何か文章にまとめて、それぞれが出して、それを所感ということにまとめていただくぐらいでないと、ちょっとこの場で意見を言って、それを所感にするというのはちょっと難しいのかなあという。今ごろ言っているはいけないんですけど。

例えば、犬山市議会の話を知ると、それぞれが委員会の研修に行ったときには、その行った1カ所1カ所で手書きで研修内容と、それを犬山市に生かすポイントというのをそれぞれの議員が提出しないといけないということになっているようで、そういうのをもうその場で夜のうちに、次の日までに、きょう行ってきたところについてそれぞれが出すというのを、市議会として

そういうシステムをつくってもらえれば、最後までのもちめというのが行くのかなあと、ごめんなさい、そう思いました。

○委員長　　どうもお聞きしますと、議会改革特別委員会で、こういう視察報告書の開示といいますか、情報公開の問題だとかについても議論されているようでありますので、特別委員会の委員長にもその点は私から伝えたいと思いますし、これも情報公開の対象ですので、どなたに見ていただいてもきちっと説明責任が果たせるようにしなきゃいけないと思いますので、今すぐまとまった意見をこの場で述べていただくというのはちょっと難しいようですが、まだ今週中までに、もし何かこういうことはつけ加えてほしいとか、ここはこういうふうに修正してほしいというようなことがありましたら、私か事務局のほうに、箇条書きでもいいので、きちっとペーパーに書いてお知らせください。特になければ、このまま出させてもらいますが。

○宮地委員　　済みません、修正とかじゃないんですけども、総務委員会のほうで、せつかく行政視察ということで行っているものですから、多分、広報には今まで載せていなかったの、やはり広報でこういう視察もやっているんだということを、委員長から載せていただくよう要請をしていただけないかなと思っておりますけれども、一応、紙面の確保の問題も出てくるかと思うんですけども、何をやっているんだというのを、やっぱり市民の声からも聞こえてくるようなときもありますので、お願いいたします。

○委員長　　わかりました。

私も議会広報編集特別委員会副委員長の立場でもありますので、伊藤委員長のほうに必ず伝えます。

ほかに皆さん何かございますか。

[発言する者あり]

○委員長　　ちょっと繰り返しになりますけど、もし何か所感としてつけ加えたいこととか、あるいは修正すべきことがありましたら、ペーパーに書いて、事務局か私のほうに今週中に提出してください。特になければ、このまま出させてもらいますし、あればそれをちょっと反映するような形にさせていただきますと思いますが、細かい点については、正・副委員長のほうに御一任ということで御了承いただけませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。じゃあそのようにさせていただきます。

以上をもちまして本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

きょうは朝9時から、早朝からお集まりいただいて、活発に御議論をいただきました。皆さんの御協力もありまして無事に全ての議題を終了することができました。本当にありがとうございました。

以上をもちまして総務委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前10時46分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 山 登志浩